

広島市立安佐市民病院売店・職員食堂運営事業者選定に係る公募型プロポーザル 手続開始の公示

令和元年12月20日

次のとおり提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本正之

1 事業の概要

(1) 事業名

広島市立安佐市民病院売店・職員食堂運営事業

(2) 事業内容

地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立安佐市民病院内における売店・職員食堂の運営

(3) 協定期間

協定を締結した日から令和3年8月31日までとする。

ただし、広島市立安佐市民病院は、現在、新築建替工事等が進行中であり、現病院での運営期間が確定していないため、本業務の履行期間は、短縮または、延長する可能性がある。その場合、本プロポーザルの結果、契約の相手方となった者と当院との間で履行期間等を変更する変更契約を締結することとする。

(4) 営業開始日

ア 売店

運営事業者が提案したレイアウト変更等を行うための改装工事等が可能となった日から30日後までの日とする。

なお、運営事業者の責に帰さない事由により、営業開始日までに営業開始が困難であると本機構が認めた場合は、本機構が別に定める日とする。

イ 職員食堂

運営事業者が提案したレイアウト変更等を行うための改装工事等が可能となった日から30日後までの日とする。

なお、運営事業者の責に帰さない事由により、営業開始日までに営業開始が困難であると本機構が認めた場合は、本機構が別に定める日とする。

(5) 運営事業者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、運営事業者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、広島市立安佐市民病院売店・職員食堂運営事業者

公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

(6) 事業担当課

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立安佐市民病院 事務室総務課総務係

電話 082-815-5211（代表）

2 参加資格

参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱第2条に該当しない者であること。
- (2) 公示日から運営事業者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。
- (4) 広島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 次に掲げる者でないこと。

ア 広島市立安佐市民病院利便施設等運營業務公募型プロポーザル方式選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(※) 複数の事業者の連合体で申請する場合は、代表事業者を定めること。連合体の構成者は、本事業に申請する他の連合体の構成員となり、又は単独でこの募集に申請することはできない。

3 プロポーザル説明書等の配付方法

プロポーザル説明書等は、本機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により配布する。

(1) 配付期間

公示日から令和2年1月10日（金）までの閉院日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配付場所

前記1(6)に同じ。

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和2年1月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

総務課総務係（前記1(6)に同じ。）

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により、参加表明書等を前記(2)へ提出すること。なお、共同企業体による参加の場合は、共同企業体登録申請書等もあわせて提出すること。

5 現地見学会（対象施設・建物・設備等）

プロポーザル説明書のとおり。

6 質問の提出及び回答

(1) 提出期限

令和2年1月10日（金）午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(6)に同じ。

(3) 提出方法

質問書（様式5）を作成し、持参（閉院日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、前記1(6)において、令和2年1月24日（金）までの閉院日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで、閲覧に供する。

7 提案申込書及び提案書等の提出

(1) 提出期限

令和2年1月24日（金）午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(6)に同じ。

(3) 提出方法

持参（閉院日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

8 運営事業者の特定

- (1) 提案書の審査
選考委員会が行う。
- (2) 評価基準
プロポーザル説明書による。
- (3) 審査結果の通知
すべての参加者に、書面により通知する。

9 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案書提出及び提案書提出に関する条件に違反した者の提案書は、無効とする。
- (3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。